

事 案 一 覧 表

申請種別：乗合バスの上限運賃変更

令和4年12月15日
自動車局旅客課

諮問いたしたい事案

国際興業株式会社（埼玉県：武蔵相模ブロック）

目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容 . . .	1
国際興業株式会社（埼玉県：武蔵・相模ブロック）	
申請事業者の概要	2
上限運賃改定申請の概要	3
参考資料	4

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	国際興業(株)	
前々回改定実施年月日	平成26年4月1日	
前々回平均値上率	2.86%	
前回改定実施年月日	令和元年10月1日	
前回平均値上率	1.85%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
キロあたり賃率	35円83銭	40円90銭
初乗り運賃	180円	220円
平均改定率	16.48%	
申請年月日	令和4年11月1日	
実施予定日	令和4年3月中	

武相ブロック

国際興業株式会社

(1) 申請事業者の概要 (令和3年度)

代表者名	資本金 (百万円)	株 主 (%)	事業収入ウエイト及び収支率			
			事業別	規 模	収入ウエイト	収支率
代表取締役社長 みなみ まさと 南 正人	100百万円	1. 国際興業管理株式会社 100.00	一 般 路 線	851両	48.5%	87.1%
			う ち 武 相	579両	28.6%	78.1%
			う ち そ の 他	272両	19.9%	104.2%
			高 速 バ ス	25両	0.5%	43.2%
			そ の 他		51.0%	108.2%
			深夜急行バス	2両	0.0%	0.0%
			一 般 貸 切 旅 客 自 動 車 運 送 事 業	62両	6.1%	151.3%
			一 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業	25両	1.3%	81.3%
			各 種 商 品 販 売 事 業		39.4%	102.7%
			不 動 産 事 業		0.7%	153.6%
そ の 他 事 業		3.5%	129.8%			
全 事 業			100.0%	96.2%		

※ 一般路線運送収入 15,267,485千円
 総従業員数 2,319名
 配当額 無配

※ ()内は補助金込み収支率
 規模及び総従業員数は年度末の値

(2) 上限運賃改定申請の概要

国際興業 株式会社

項目	現行運賃			申請運賃		
普通旅客運賃 改定申請内容	対キロ区間制	基準賃率	35円83銭	対キロ区間制	基準賃率	40円90銭
		初乗運賃	180円		初乗運賃	220円
	遠距離逓減率	2.0kmまで基準賃率の	2.00倍	遠距離逓減率	(現行どおり)	
		2.0kmを超え	5.0kmまで基準賃率の	1.00倍		
		5.0kmを超え	10.0kmまで基準賃率の	0.90倍		
		10.0kmを超え	15.0kmまで基準賃率の	0.80倍		
	15.0kmを超える部分	基準賃率の	0.70倍			
平均値上率	(前回改定)	1.85%(消費税8→10%転嫁改定)		16.48%		
	(前々回改定)	2.86%(消費税5→8%転嫁改定)				
備考	前回改定年月日	令和元年10月1日		申請年月日	令和4年11月1日	
	前々回改定年月日	平成26年4月1日				

※ 現行定期運賃(1ヶ月)の計算方法 通勤:普通旅客運賃(基準運賃額)×推定乗車回数(60回)×[1-割引率(25.7%)]

通学:普通旅客運賃(基準運賃額)×推定乗車回数(60回)×[1-割引率(40.7%)]

※ 改定定期運賃(1ヶ月)の計算方法 通勤:同上・変更なし

通学:同上・変更なし

国際興業株式会社の上限運賃改定に係る参考資料

I. 一般事項

1. 今回の運賃改定の申請に係る地元の反響

11月1日プレスリリース後、新聞社2社より取材申し込み。うち1社が記事掲載（埼玉新聞）。その他、インターネットニュースに1件掲載（乗り物ニュース）。同ニュースの読者コメントについては、物価上昇や運転士の人手不足を踏まえ、運賃改定を肯定する意見が多かった。お客様からの電話・メール等のお問合せについては、現状、個別の実施運賃のついてのお問い合わせが殆どである。

2. 住民の運賃改定に関する負担感等について

主要区間での鉄軌道との比較（現行、改定後）

鉄 道				当 社 バ ス				
事業者名	路線名	区 間	運賃(IC)	区 間	系統番号	運賃		鉄道vs バス(予定)
						現行(IC)	予定	
JR東日本	京浜東北線	蕨～浦和	157	蕨駅西口～浦和駅西口	浦19-2	252	280	1.78倍
	埼京線	戸田～北戸田	136	戸田駅入口～北戸田駅	西川62	242	270	1.99倍
	武蔵野線	南浦和～武蔵浦和	136	南浦和駅西口～武蔵浦和駅	南浦08	199	220	1.62倍
埼玉高速鉄道		赤羽岩淵～南鳩ヶ谷	270	赤羽岩淵駅～南鳩ヶ谷駅	赤21	231	260	0.96倍
東武鉄道	東上線	朝霞～志木	147	朝霞駅南口～志木駅東口	朝11	231	260	1.77倍
西武鉄道	池袋線	飯能～高麗	178	飯能駅～高麗駅	飯12-2	242	270	1.52倍

Ⅱ. 会社の状況

1. 経営方針としての乗合バス事業の位置づけについて

弊社は、社会の発展と地域に暮らす皆さまのより良い生活に貢献することを理念に、運輸・交通事業、ホテル・レジャー、流通・商事、不動産開発等の事業を通じて、その実現を目指している。その中において一般乗合自動車運送事業（高速バス等除く）は、全社収入の約50%を占める主要事業である。このうち武相地区の収入は全社収入の約30%を占めている。

しかしながら収益ベースでは、一般乗合自動車運送事業の収益率は約90%であり、一般貸切や不動産等、その他事業の収益によって経営が成り立っている状況である。一般乗合自動車運送事業の収益率の改善は喫緊の課題となっている。

2. 今回の改定を契機とした合理化策について

弊社では、これまでも不採算路線の再編による事業運営の合理化を図ると共に、営業所集約による管理コスト削減や車両代替期間延長による償却費削減、アイドリングストップによる燃料費削減等に努めてきた。

今後は、コロナ禍による生活様式の変化に対応した運行ダイヤの合理化、バス車両大型化による輸送効率の向上、DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化等に努める。

3. 乗客サービスの充実、バリアフリー対策等快適なバス利用促進のための施策について

(1) 割引率の高い商品の発売

- ・65歳以上の方対象の高齢者定期券（彩京のびのびバス）
- ・通学1年定期（ばすく～る365）
- ・金額式IC定期券やIC一日乗車券の発売



◀ 彩京のびのびバス



◀ ばすく～る365

(2) わかりやすい案内サービスの提供

- ・バスロケーションシステム（1996年浦和駅に初導入、2022年新システムに更新）
- ・液晶パネル表示運賃表示機の導入（2021年度全車両交換完了）
- ・デジタルサイネージにバス時刻表を表示するスマートバス停の導入
- ・ICTを活用した新たなサービスの導入

(3) 新路線の開設

(4) バス停上屋、ベンチの整備

(5) ノンステップバスの導入（2022年度新車60台導入）

スマートバス停 ▶



4. 安全対策の基本方針について

(1) 次の安全に関する基本方針等を掲げている。

◆令和 4 年度安全方針 「安全最優先の厳守」

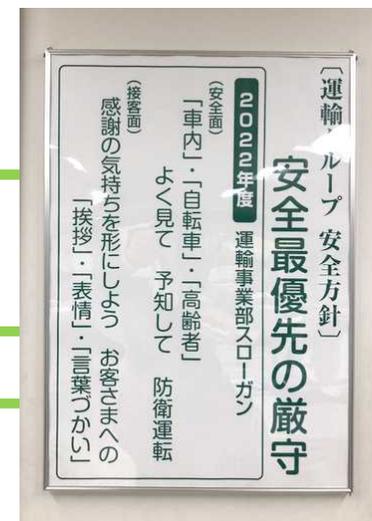
◆輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善 (Plan, Do, Check, Act) を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(2) 安全方針の各社員の理解度等を本社に於ける講習会、各営業所に於ける事務員及び乗務員対象の講習会にて、テスト・アンケート等を用いて定期的に把握する。

(3) 毎年度末の安全管理委員会 (マネジメントレビュー) の結果に基づき、1 年毎に (現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること、周知方法を見直すこと等を含む。) 見直しを行う。



(2) 運輸防災マネジメントに関する取組み

近年の自然災害の激甚化、頻発化に対し、国土交通省の「運輸防災マネジメント指針」を踏まえ、異常気象時に輸送の安全を確保するマニュアルを整備。運輸安全マネジメント全体の中で、防災に関する取組も包括してPDCAサイクルを回す対応とした。

(3) その他の取組み

警察署と合同でバスジャック対策訓練を実施するなどのソフト面の施策を拡充させている。ハード面でも、ドライブレコーダーの新型機器への代替、ドライバー異常時対応システム「EDSS」搭載バスの導入など最新技術も積極的に取り入れつつ、安全対策には引き続き積極的に投資を進める。



▲ バスジャック対応訓練



▲ 新型ドライブレコーダー「矢崎DTG-7」

◀ ドライバー異常時対応システム「EDSS」

(4) 具体的取組み (令和3年度)

(新規事項)

①乗合運転士階層別教育制度の精査・見直し

経験年代別に見合った教育制度に基づき実施していたが、導入から時間が経過している中、実態に合わせた教育内容の精査及び見直し、それに伴い以下教育内容の変更及び教育制度の新設を行った。

- ・ 新入運転士の教育日数の拡大
- ・ 2年後研修 (外部研修) の導入
- ・ 高齢運転者教育の拡充 (68 歳対象)

▼ 外部研修による2年後研修



(継続事項)

- ①教育指導者に対する研修制度拡充
- ②小集団による乗務員教育
- ③ヒヤリハット情報収集の促進とこれを活用した教育の実施
- ④運行管理者・運行管理補助者研修
- ⑤重大事故・事件等への対応訓練
- ⑥発進時車内ミラー指差確認の実施

▼ 年間教育資料より



(5) 輸送の安全に関して実施した教育及び研修（令和3年度）

○乗務員研修

カテゴリー	研修名	備考
新任運転士	独車後フォロー研修	満3ヶ月、4ヶ月後、満7ヶ月
階層別研修	独車1年後研修	
	独車2年後研修	外部施設研修
	独車3年後研修	
	独車5年後研修	
	独車10年後研修	
	独車15年後研修	
熟年運転士研修	ゴールド運転士	60歳到達
	プラチナ運転士	65歳到達
	ダイヤモンド運転士	68歳到達
指導運転士研修	新任者、全体	

○運行管理者、管理職研修

カテゴリー	研修名	備考
運行管理者・補助者	運行管理者研修	
管理職	新任副所長研修	

○その他

カテゴリー	研修名	備考
テロ対策	テロ対策訓練	警察署と合同で実施
バリアフリー	車椅子講習会	

安全に対する取り組み ～教育および研修～

乗合運転士 階層別教育制度

独車からの経過年数に基づいた階層別教育制度として実施。
全階層共通のテーマを「運転士として行うべきこと・責任」
に設定し、各年代別にテーマを設けて実施する。



高齢運転者の教育

60歳到達から70歳に至るまでの運転士の事故の減少、健康管理
の維持を目指し、60歳・65歳・68歳に到達した運転士に対し
研修を実施。 ※令和元年に定年延長（60歳 ⇒ 65歳）



運行管理者・補助者への研修

業務全般の要である「運行管理者」、「運行管理補助者」を
中心とした研修を実施。アイマークレコーダーを使用した点呼
者向け研修やバスジャック対応訓練なども実施している。



安全教育センターの整備

教育センターを頂点とし、各営業所に教育を展開して浸透させ
る体制を構築する。教育の方針・方向性の意を確りと汲み取っ
た者が現場である営業所に於いて均一・均質な教育の実施する。



5. 過去3年間における大きな事故

自動車事故報告規則第2条に基づく国土交通省への報告

年度／項目		件数
令和元年度		9件
	車内事故	4件
	自転車利用者との人身事故	4件
	バイク利用者との人身事故	1件
令和2年度		11件
	車内事故	8件
	横断歩行者との人身事故	1件
	自転車利用者との人身事故	2件
令和3年度		7件
	車内事故	4件
	横断歩行者との人身事故	2件
	自転車利用者との人身事故	1件

Ⅲ. 地方路線維持の状況

1. 赤字路線に対する対策、関係自治体との協働、連携の状況について

(1) 広報啓発

- 板橋区と「地域社会の発展と住環境の向上に関する包括連携協定」を締結
- さいたまサステナブル都市サミットにスポンサーとして参画
- 豊島区国際アート・カルチャー特命大使／SDGs特命大使



▲ 板橋区と包括連携協定締結

(2) 関係機関と連携したイベント事業等の実施

- さいたま市美園エリアにて自動運転バスの公道実証実験に運転士を派遣（令和元年9月）
- コインレスバスの実証実験を実施（大宮エリア）（令和2年2月）
- 川口市SKIPシティ周辺にて、自動運転バスの公道実証実験に運転士を派遣（令和2年2月）
- 日高市こま武蔵台団地において、国土技術政策総合研究所のグリーンスローモビリティの実証運行に運転士を派遣（令和2年3～4月、12月～令和3年1月）
- さいたま市において路線バスを利用した観光周遊キャンペーンを実施（令和3年12月～令和4年2月）
- 飯能市「名栗街道乗合バス開通100周年」事業を共催。ギャラリーバス（市内の児童が描いたバスの絵を展示）の運行、記念切符の販売等を実施。（令和4年7月～）



2. 地方自治体が行っている助成内容と自治体との協調について

- ・路線の休廃止状況、みなし4条の状況、地方自治体による支援状況

(1) 路線休廃止 (直近3カ年分)

①令和2年1月6日

「志04-2 志木駅東口～志木市役所前～柳瀬川駅 (4.73km)」を系統廃止
※ 市役所建替の為一旦廃止。令和4年7月19日に経路変更の上、運行再開。

②令和2年10月1日

「ふじ05 ふじみ野駅東口～ららぽーと富士見 (4.7km)」
「ふじ10 ふじみ野駅東口～南与野駅西口 (15.13km)」を系統廃止

③令和3年3月16日

「朝12 朝霞駅南口～朝霞台駅 (4.8km)」を系統廃止

④令和3年4月1日

「飯11-2 飯能駅北口～大河原工業団地～間野黒指 (15.25km)」を系統廃止
※ 飯11系統 飯能駅北口～間野黒指(大河原工業団地経由せず)は運行継続

⑤令和3年5月1日

「川100 川口駅西口～戸田ボートレース場 (5.88km)」を系統廃止

⑥令和3年5月16日

「西川64 西川口駅西口～南町～蕨駅西口 (3.5km)」を系統廃止

⑦令和4年9月1日

「飯05飯能駅～中藤(青石橋) (12.99km)」を系統廃止
※ ワゴン車による「新しい移動手段」実証運行へ移行



飯05系統の代替「新しい移動手段」で使用しているワゴン車▶

(2) 国庫補助路線 (直近3カ年分)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活交通路線	4系統 9,633千円	4系統 70,177千円	4系統 57,413千円

※令和2・3年度は新型コロナウイルスの影響による追加補助を含む

(3) 地方自治体による支援状況

◎不採算路線に対する欠損補助

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地方バス路線	58,501千円	58,501千円	58,501千円
その他路線	35,102千円	32,300千円	34,300千円
合計	93,603千円	90,801千円	92,801千円

